

市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等について

1. 背景

廃棄物処理法では、一般廃棄物については、市町村が処理（収集、運搬及び処分（再生を含む））責任を負うこととされている¹。

このような中で、特別法である容器包装リサイクル法においては、一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物について、市町村が分別収集して一定の基準を満たす分別基準適合物とした場合には特定事業者（指定法人）に引き渡すことで処分の責任を果たしたものとしつつ、消費者が分別排出を担い、特定事業者が再商品化を担うという、各主体それぞれが追加的な役割を果たすことによってリサイクルを促進する制度として導入された。

具体的には、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を担い、消費者が市町村の分別基準に従って分別出しし、市町村が収集後に異物の選別や運搬に適するよう圧縮・こん包を行い保管施設に保管したもの（分別基準適合物）について、特定事業者が再商品化義務を負うこととされている。市町村は特定事業者（指定法人）に引き渡すことで容器包装廃棄物を処分したものとして、また、再商品化義務を負う特定事業者は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人との再商品化契約締結・費用支払いにより再商品化義務を履行したものとして扱われる。

法施行から約10年が経過したことを踏まえ、平成12年に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という）が施行されたこと等を踏まえつつ、平成16年度より約2年にわたって、産構審（計29回）及び中環審（計30回）において主に役割分担に関する議論について関係者を交えて活発な議論が行われた結果、平成18年1月に取りまとめを行い、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化という法制定時の役割分担を踏まえ、合理化拠出金制度を導入すること等が取りまとめられた。

同法の施行から15年が経過し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展し、一般廃棄物の排出量及び最終処分量の減少に一定程度貢献している。

¹ 廃棄物処理法第6条の2第1項「市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。（中略））しなければならない。」

2. 論点

- 現在の容器包装リサイクル制度が円滑に機能している点に鑑み、それが担う現在の役割の効率化を進めながら、現行の役割分担を維持すべきか。あるいは、拡大生産者責任（E P R）の考え方に基づく役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を一定程度特定事業者に求めるべきか。
- 市町村が行う容器包装廃棄物の選別保管と、特定事業者の負担で再商品化事業者が行うベールからリサイクルする物を選択する作業は、作業の内容が異なることを踏まえ、引き続き現状を維持すべきか。あるいは、運用の柔軟化等により、これらの作業の一体化を検討すべきか。

- ・循環基本法第4条（適切な役割分担等）においては、「循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。」とされている。また、第11条において「事業者の責務」として、製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務（第2項）、一定の製品・容器等について、引き取り、引渡し又は循環的な利用を行う責務があること（第3項）が規定され、E P Rの考え方方が明示されている。これらの循環基本法の考え方方は、個別のリサイクル法においてその具体化が図られている。
- ・また、O E C Dの政府向けガイダンスマニュアルにおいてもEPRの考え方方が明示され、欧州各国においても、当該ガイダンスマニュアルを踏まえつつ、各國背景に応じた容器包装リサイクル制度が導入されている。
- ・循環基本法の施行やOECD政府向けガイダンスマニュアルの発行なども踏まえ、前回の容器包装リサイクル法の見直しの際に活発な議論が行われた結果、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化という法制定時の役割分担を踏まえ、合理化拠出金制度を導入すること等が取りまとめられた。
- ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集量は、平成9年度の同法の施行以来、ほとんどの容器包装廃棄物について増加しており、また、分別収集実施市町村数についても、一部の容器包装を除き、かなりの市町村が取り組むに至っている。
- ・一方、プラスチック製容器包装の市町村参加割合は、平成12年度の27%から平成20年度には73%に上昇しているが、平成20年度からは横ばい（平成24年度プラスチック製容器包装参加市町村割合75.0%（白色トレイを除く割合64.6%）であり、容器包装リサイクル法の分別収集対象の他の容器包装廃棄物と比較して割合は低い。
- ・廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）や前回の容器包装リサイクル法

の見直し（平成18年）を契機に、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進める気運が高まり、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととなった。そして、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表した。

- ・環境省において、平成25年度調査（平成22年度の実績データを調査）として、分別収集及び選別保管費用のアンケートを市町村に行い、最新の推計を得た（分別収集費用は約1400億円、選別保管費用は約800億円）。